

6月中の県内での被害届受理件数

13件

「電話で「お金」詐欺」発生状況

令和3年6月中

熊本県警察本部 生活安全企画課

「電話で「お金」詐欺」

1 被害の種類

番号	類型	受理日	被害額(円)	交付手段	被害者性別	被害者年齢
①	預貯金	6月4日	2,000,000	手交	女性	80歳代
②	還付金	6月9日	998,990	店舗内ATM	女性	60歳代
③	還付金	6月21日	499,335	店舗内ATM	女性	60歳代
④	還付金	6月21日	848,672	店舗内ATM	女性	60歳代
⑤	還付金	6月21日	999,230	店舗内ATM	女性	60歳代
⑥	架空料金請求	6月18日	388,000	店舗内ATM	女性	60歳代
⑦	架空料金請求	6月28日	874,880	電子マネー	女性	60歳代
⑧	還付金	6月16日	999,200	店舗内ATM	女性	60歳代
⑨	架空料金請求(未達)	6月21日	0	未達	女性	50歳代
⑩	架空料金請求	6月25日	799,200	電子マネー、店舗内ATM	男性	70歳代
⑪	キャッシュカード詐欺盗	4月13日	300,000	手交	女性	70歳代
⑫	キャッシュカード詐欺盗	4月19日	1,610,000	手交	男性	80歳代
⑬	キャッシュカード詐欺盗	4月20日	900,000	手交	女性	70歳代

2 被害の概要

①	被害者方の固定電話に、市役所職員を名乗り「保険料の返金があります。返金するために口座を教えてください。」と連絡があり、さらに銀行員を名乗る人物から、「キャッシュカードの期限が切れている。切り替え作業が必要です。」と言って、自宅に銀行職員を装った人物が訪れキャッシュカード1枚を手渡し取られた後、キャッシュカードから200万円が引き出され窃取されたもの。
②	被害者方の固定電話に、役所職員を名乗り「保険料を払いすぎている。過払い金を返金する。銀行ATMへ行き、コールセンターに連絡するよう」連絡があり、被害者が銀行ATMへ行き、携帯電話でコールセンターを名乗る男性から指示を受けながらATMを操作したところ、「エラーが出ている。ATMを変えて手続きするよう」指示を受け郵便局ATMへ行き、再度男性の指示を受けながらATMを操作したところ、相手の口座に合計99万8990円を送金し、だまし取られたもの。
③	被害者方の固定電話に、役所職員を名乗り「保険料を払いすぎている。過払い金を返金する。郵便局へ行って、コールセンターに連絡するよう」連絡があり、被害者が郵便局へ行き、携帯電話で相手の指定した番号に電話をしたところ、コールセンターを名乗る男性が出て相手に指示されるままATMを操作したところ、相手の口座に49万9395円を送金し、だまし取られたもの。
④	被害者方の固定電話に、役所職員を名乗り「2年分の過払いがある。期限が過ぎている今日中にATMを操作出来るなら返金する。」と連絡があり、被害者が郵便局へ行き、携帯電話で相手の指定した番号に電話をしたところ、コールセンターを名乗る男性が出て相手に指示されるままATMを操作したところ、相手から「エラーになっているので、もう一度手続きしてください。」と言われ、再度操作したところ、相手の口座に合計84万8672円を送金し、だまし取られたもの。
⑤	被害者方の固定電話に、役所職員を名乗り「介護保険料の過払いがある。ATMでも手続き出来る。」と連絡があり、被害者が銀行へ行き、携帯電話で相手の指定した番号に電話をしたところ、コールセンターを名乗る男性が出て相手に指示されるままATMを操作したところ、相手の口座に99万9230円を送金し、だまし取られたもの。
⑥	被害者の携帯電話に「ご利用料金の確認が取れません。」などと記載されたショートメールが届き、被害者がメールに記載されていたサポートセンターに電話したところ「サイトの利用料金が未払いになっている。今日中に支払わなければ裁判となる。」などと説明を受け、被害者がATMから相手に指定された口座に38万9000円を送金し、だまし取られたもの。
⑦	被害者の携帯電話に「ソーシャルメンバーに選ばれました。新規入会すると5000万円受け取る権利があります。」などと記載されたメールが届いたことから、被害者が「新規入会する」とメールすると、相手から「お金を受け取るには5000円の入会金が必要です。」などメールが届き、コンビニで電子マネーを購入し、その後相手から請求用の名目で電子マネーを要求され6回に渡り合計87万4880円をだまし取られたもの。
⑧	被害者方の固定電話に、市役所職員を名乗り「介護保険料の払戻金がある。振込先の口座を教えてください。」と連絡があり、被害者が銀行名を伝えたところ、当該銀行員を名乗る男性から電話があり、「手続きの期限が今日まで」と言われATMに行くよう誘導され、携帯電話で相手の指定した番号に電話をし、男性に指示されるままATMを操作したところ、相手の口座に99万9200円を送金し、だまし取られたもの。
⑨	被害者の携帯電話に「ご利用料金の支払い確認が取れません。」などと記載されたショートメールが届き、被害者がメールに記載されていた番号に電話したところ「有料動画閲覧費用として35万8,000円の支払いがある。金融機関で支払ってください。支払わなければ東京の裁判所に来てもらわなければならない」などと架空の支払要求を受け、被害者が錯誤するなど架空料金請求詐欺未達にあつたもの。
⑩	被害者の携帯電話に「ご利用料金の支払い確認が取れません。」などと記載されたショートメールが届き、被害者がメールに記載されていた番号に電話したところ「貴方の携帯電話が悪用されている請求されたお金は支払わなければ、裁判になる。支払えば、国から返金制度があるのでお金が全額戻ってくる。」などと説明を受け、電子マネーを30万円分と銀行振込で49万9,200円をだまし取られたもの。
⑪	被害者方の固定電話に警察官を名乗る男から「盗難事件で犯人があなたの口座に盗んだ現金を振り込んだと言っている。早急に口座を確認する必要があるのので、自宅に伺います。」旨電話があり、自宅に警察官を装った男が訪れ、お金を受け取っていないことを証明する書類を作成するよう言われ、個人情報やキャッシュカードの暗証番号などを記載し、キャッシュカードと一緒に封筒に入れて、男に渡したところ、「封筒を封印する必要がある。」と言われたため、印鑑を取りに行つたところ、男から封筒をすり替えられ、キャッシュカード1枚を盗まれ、その後カードが使用され現金30万円が払い出されていたもの。
⑫	被害者方の固定電話に警察官を名乗る男から「盗難事件で犯人があなたの口座に盗んだ現金を振り込んだと言っている。早急に口座を確認する必要があるのので、自宅に伺います。」旨電話があり、自宅に警察官を装った男が訪れ、顔に個人情報やキャッシュカードの暗証番号などを記載し、キャッシュカードと一緒に封筒に入れて、男に渡したところ、「封筒を封印する必要がある。」と言われたため、印鑑を取りに行つたところ、男から封筒をすり替えられ、キャッシュカード2枚を盗まれ、その後カードが使用され現金161万円が払い出されていたもの。
⑬	被害者方の固定電話に郵便局を名乗る男から、「ごくなったご主人の口座に貯金が残っています。口座が悪用されているようなので警察に連絡します。」と連絡があり、その後警察官を名乗る男から「詐欺の被害にあつた可能性があります。銀行協会の者を御用ください。」旨電話があり、自宅に銀行協会の者を装った男が訪れ、男にキャッシュカードを渡したところ封筒に入れ、「封筒を封印する必要がある。」と言われたため、印鑑を取りに行つたところ、男から封筒をすり替えられ、キャッシュカード1枚を盗まれ、その後カードが使用され現金90万円が払い出されていたもの。

「電話で「お金」詐欺」累計

種別/区分	認知件数		増減数	増減率	被害総額(円)		増減額	増減率
	R3. 1~6	R2. 1~6			R3. 1~6	R2. 1~6		
電話で「お金」詐欺合計	45	20	25	125.0%	99,949,831	21,674,934	78,274,897	361.1%
おしおし	0	3	-3	-100.0%	0	6,600,000	-6,600,000	-100.0%
預貯金	7	5	2	40.0%	8,011,000	3,556,000	4,455,000	125.3%
架空料金請求	15	5	10	200.0%	71,230,680	6,834,600	64,396,080	942.2%
融資保証金	2	5	-3	-60.0%	275,000	3,684,334	-3,409,334	-92.5%
還付金	15	0	15	-	16,558,251	0	16,558,251	-
金融商品	0	0	0	-	0	0	0	-
キャンセル	1	0	1	-	100,000	0	100,000	-
交際あっせん	0	0	0	-	0	0	0	-
その他	0	0	0	-	0	0	0	-
キャッシュカード詐欺盗	5	2	3	150.0%	3,775,000	1,000,000	2,775,000	277.5%

注 「電話で「お金」詐欺」の10区分の括弧は別に掲載しています。

※ 被害額は、キャッシュカード詐欺後のATM引出(盗取)額を食む

熊本県警では、「特殊詐欺」「振り込み詐欺」の名称を「電話で「お金」詐欺」に変更しました。